

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	四半期報告書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の7第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成25年5月13日
<b>【四半期会計期間】</b>	第76期第1四半期（自平成25年1月1日至平成25年3月31日）
<b>【会社名】</b>	KNT - CTホールディングス株式会社
<b>【英訳名】</b>	KNT-CT Holdings Co.,Ltd.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 戸川 和良
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都千代田区東神田一丁目7番8号
<b>【電話番号】</b>	03(6891)6810（代表）
<b>【事務連絡者氏名】</b>	経理部長 伊藤 浩一
<b>【最寄りの連絡場所】</b>	東京都千代田区東神田一丁目7番8号
<b>【電話番号】</b>	03(6891)6810（代表）
<b>【事務連絡者氏名】</b>	経理部長 伊藤 浩一
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次		第75期 第1四半期連結 累計期間	第76期 第1四半期連結 累計期間	第75期
会計期間		自平成24年 1月1日 至平成24年 3月31日	自平成25年 1月1日 至平成25年 3月31日	自平成24年 1月1日 至平成24年 12月31日
売上高（営業収益）	（百万円）	62,264	91,949	59,031
経常利益又は経常損失（ ）	（百万円）	2,329	2,635	2,644
当期純利益 又は四半期純損失（ ）	（百万円）	2,527	2,103	1,788
四半期包括利益又は包括利益	（百万円）	1,922	986	2,791
純資産額	（百万円）	1,004	19,375	5,718
総資産額	（百万円）	86,879	124,233	87,760
1株当たり当期純利益 又は四半期純損失（ ）	（円）	26.65	8.08	18.86
潜在株式調整後1株当たり 四半期（当期）純利益	（円）	-	-	-
自己資本比率	（％）	1.1	15.5	6.4

（注）1．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2．売上高（営業収益）には、消費税等は含んでおりません。

3．潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益について、第75期第1四半期連結累計期間および第75期については潜在株式が存在しないため、第76期第1四半期連結累計期間については潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

4．当第1四半期連結累計期間より、自社の募集型企画旅行、受注型企画旅行等の旅行商品の販売取引について、売上高から売上原価を控除する方法（純額表示）によっておりましたが、売上高および売上原価ともに計上する方法（総額表示）に変更しております。この変更に伴い、第75期第1四半期連結累計期間については、遡及表示しておりますが、第75期については、従来の表示（営業収益）となっております。

## 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、当第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

また、当第1四半期連結会計期間より、以下の会社が新たに当社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) クラブツーリズム株式会社	東京都新宿区	2,532	個人旅行 事業	100.0	役員の兼務等...有
株式会社クラブツーリズム・ ライフケアサービス	東京都杉並区	100	その他	100.0 (100.0)	役員の兼務等...無
クラブツーリズム・ マーケティング株式会社	東京都新宿区	14	その他	100.0 (100.0)	役員の兼務等...無

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

- 当第1四半期連結会計期間において、クラブツーリズム株式会社の株式を100%取得したことにより、新たに連結子会社に含めました。なお、クラブツーリズム株式会社は特定子会社であります。
- 当第1四半期連結会計期間において、クラブツーリズム株式会社の株式を取得し間接所有割合が100%となったため、株式会社クラブツーリズム・ライフケアサービスおよびクラブツーリズム・マーケティング株式会社を新たに連結子会社に含めました。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1)業績の状況

当第1四半期連結累計期間のわが国経済は、輸出環境の改善や経済対策、金融政策の効果などを背景に持ち直しの動きがみられます。旅行業界におきましては、当期間は旅行需要が比較的減少する時期にあたりますが、不安定な東アジア情勢の影響を受けつつも、全般的には旅行需要の復調傾向が続いております。

このような情勢のもと、当社グループは本年1月1日より持株会社体制への移行を行いました。経営統合後の新体制における平成27年12月期までの中期経営計画を策定し、旅行業を取り巻く厳しい経営環境に鑑みながら、グループ各社の「自立経営」と「連携強化」を促進し、“近畿日本ツーリスト”および“クラブツーリズム”の長所を活かしたシナジー効果の最大化を推進しております。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間における連結売上高は919億49百万円（前年同期622億64百万円）、連結営業損失は23億61百万円（前年同期 営業損失24億44百万円）、連結経常損失は26億35百万円（前年同期 経常損失23億29百万円）、連結四半期純損失は21億3百万円（前年同期 四半期純損失25億27百万円）となりました。

当第1四半期連結累計期間より、自社の募集型企画旅行、受注型企画旅行等の旅行商品の販売取引について、売上高から売上原価を控除する方法（純額表示）によっておりましたが、売上高および売上原価ともに計上する方法（総額表示）に変更しております。この変更に伴い前年同期の売上高については、遡及修正後の数値と比較しております。

セグメント別の状況は、次のとおりです。

なお、当第1四半期連結会計期間より、純粋持株会社体制への移行に伴い、報告セグメントを変更しております。また、前年同期との比較分析は行っておりません。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

#### 個人旅行事業

近畿日本ツーリスト個人旅行株式会社は、店頭販売部門である近畿日本ツーリスト個人旅行販売株式会社との一体運営を推進しており、特にテーマ型の付加価値商品の強化等の商品改革を進めております。当期は国内パッケージ商品「メイト」が東北方面や首都圏方面を中心として売上高は前年を上回った一方で、海外パッケージ商品「ホリデイ」の売上高は、東アジアにおける領土問題の影響が継続したこと等により前年を下回りました。

クラブツーリズム株式会社は、高齢化社会の更なる進行が見込まれる中、企画商品の他社との差別化、顧客満足度の向上等による品質重視の経営を行いつつ、強みである会員組織を持続的に成長させるため顧客層の多層化を推進しております。当期は、バス旅行は笹子トンネル事故や天候不順等の影響により、海外旅行はアジア方面の不調により、売上高はそれぞれ前年を下回りました。国内旅行の売上高は、クルーズ商品をはじめとした新たな商品提供の展開などにより前年を上回りました。また、文化鑑賞や体験を盛り込んだテーマ性・趣味性の高い、テーマ旅行の売上高は前年を上回りました。

個人旅行事業連結売上高	569億55百万円
個人旅行事業連結営業損失	13億84百万円

#### 団体旅行事業

近畿日本ツーリスト株式会社は、大都市を中心とした法人・団体等への提案型営業の拡大を図るとともに、全国組織の連携による重要顧客の新たな需要開拓を進めております。また、成長分野として強化しているMICE市場（M：会議 I：報奨 C：大会 E：展示会・博覧会）については全国横断的な営業活動を積極的に展開しております。当期は「東京マラソン2013」を始めとする大型スポーツイベント関連需要への積極的な営業展開に加え、スポーツを切り口とした地域誘客・コンサルティング業務等への取組みをさらに強化しております。教育分野においては、当社の強みである修学旅行の取扱い拡大はもとより、スポーツ・文化イベント関連旅行の需要開拓を強化しております。

団体旅行事業連結売上高	175億8百万円
団体旅行事業連結営業損失	7億85百万円

#### その他

海外航空券の卸売販売につきましては、堅調に推移いたしました。

北海道、東北、中国四国、九州の国内地域会社におきましては、グループ内の連携強化でのノウハウ共有による提案力・企画力の強化や地域誘客事業の推進により、全国横断型組織の強みを生かした営業活動を展開しております。

海外現地法人につきましては、中国、韓国等が東アジア情勢の影響を受けましたが、全体的に好調に推移しました。

その他連結売上高	174億86百万円
その他連結営業損失	48百万円

#### (2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の資産合計は、前連結会計年度末に比べ41.6%増加し、1,242億33百万円（前連結会計年度末は877億60百万円）となり、負債合計は、前連結会計年度末に比べ27.8%増加し、1,048億57百万円（前連結会計年度末は820億41百万円）となりました。また、純資産は、前連結会計年度末に比べ238.8%増加し、193億75百万円（前連結会計年度末は57億18百万円）となりました。これらの増加は主に、平成25年1月1日付でクラブツーリズム株式会社を株式交換で子会社化したことによるものです。

この結果、自己資本比率は15.5%で前連結会計年度末から9.1%増加しました。

#### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

#### (4) 研究開発活動

該当事項はありません

#### (5) 従業員数

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの従業員数が前連結会計年度末に比べ1,143人増加し、7,262人となっております。その主な理由は、クラブツーリズム株式会社、株式会社クラブツーリズム・ライフケアサービスおよびクラブツーリズム・マーケティング株式会社を連結の範囲に含めたことによるものです。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	380,000,000
計	380,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年5月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	264,215,135	同左	東京証券取引所 大阪証券取引所 両市場第一部	単元株式数 1,000株
計	264,215,135	同左		

##### (2)【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

旧商法に基づき発行した新株予約権

当社とクラブツーリズム株式会社との間の株式交換契約に基づき、当該株式交換の効力発生日である平成25年1月1日付で、クラブツーリズム株式会社の新株予約権に代えて交付した新株予約権

(平成24年11月27日臨時株主総会決議 甲種新株予約権)

決議年月日	平成24年11月27日
新株予約権の数(個)	1,512
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,852,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	自平成25年1月1日 至平成26年11月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は、8,500株であります。

2. 新株予約権の行使時の払込金額及び本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、293,334円を8,500で除した価格であり、資本組入額はその2分の1の金額とします。ただし、本新株予約権1個の行使により8,500株を発行するため、1円未満の端数は生じません。

3. 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、監査役又は使用人の地位にあること（以下「権利行使資格」という。）を要する。但し、本新株予約権者が、以下の（ア）ないし（ウ）の原因により、権利行使期間到来前に権利行使資格を喪失した場合は、その喪失の日において保有していたクラブツーリズムの第1回新株予約権（以下「クラブツーリズム第1回新株予約権」という。）に対して割り当てられた本新株予約権を行使することができる。なお、その場合の権利行使の期間は、権利行使期間到来後3ヶ月を経過する日までとする。
- （ア）重度の心身の障害による執務不能
- （イ）定年による退職
- （ウ）クラブツーリズムの業務命令による同社又は同社の子会社以外の会社への転籍
- また、本新株予約権者が、以下の（ア）ないし（ウ）の原因により、権利行使期間到来後に権利行使資格を喪失した場合は、その喪失の日において行使可能であった本新株予約権を行使することができる。なお、その場合の権利行使の期間は、権利行使資格喪失後3ヶ月を経過する日まで（但し、権利行使期間中であることを要する。）とする。
- （ア）重度の心身の障害による執務不能
- （イ）定年による退職
- （ウ）当社の業務命令による当社又は当社の子会社以外の会社への転籍
- クラブツーリズム第1回新株予約権を保有する新株予約権者が、権利行使期間到来前に死亡し、かつ当該クラブツーリズム第1回新株予約権に対して本新株予約権が割り当てられた場合、当該新株予約権者の相続人は、権利行使期間到来後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、当該新株予約権者が死亡した日において保有していたクラブツーリズム第1回新株予約権に対して割り当てられた本新株予約権を行使することができる。
- また、本新株予約権者が権利行使期間の到来後に死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡後6ヶ月を経過する日までの期間（但し、権利行使期間中であることを要する。）に限り、本新株予約権者が死亡した日において行使可能であった本新株予約権を行使することができる。
- 本新株予約権者に、当社の定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があったとき、本新株予約権者が本新株予約権を放棄したとき、又は権利行使資格の喪失の前後を問わず、法令に違反する重大な行為があった場合、もしくは対象者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、使用人、囑託、顧問もしくはコンサルタントとなった場合等、本新株予約権の付与の目的に照らして本新株予約権者に本新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社取締役会決議により定める事由が生じたときは、本新株予約権者は、以後本新株予約権を行使することができないものとする。
- 本新株予約権者は、一度の手續において、付与された本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。但し、本新株予約権1個の一部につき行使することはできない。
- 本新株予約権の譲渡、質入、その他一切の処分は認められないものとする。
- 本新株予約権者は、当社とクラブツーリズムとの間の株式交換に関して、当社の普通株式が上場するいずれの金融商品取引所においても、（ア）実質的存続性審査の結果、当社の実質的存続性が失われていないと判断された場合、又は、（イ）（ア）に該当しない場合であって、所定の猶予期間内に当社が新規上場審査の基準に準じた基準に適合したと判断された場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、下記に準じて決定する。

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額は、以下に定める新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に、対象株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、当初293,334円を8,500で除した価額とする。但し、当社は、下記 の定めに従い、行使価額の調整を行うものとする。

行使価額の調整

平成24年8月10日以降、効力発生日の前日までに、クラブツーリズムが株式の分割若しくは株式の併合を行う場合、又は、本新株予約権の割当日後、当社が株式の分割若しくは株式の併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割} \cdot \text{株式の併合の比率}}$$

また、平成24年8月10日以降、効力発生日の前日までに、クラブツーリズムが新株の発行若しくは自己株式の処分をその時点での行使価額を下回る価額とする場合（新株予約権の行使による場合を除く。）、又は、本新株予約権の割当日後に、当社が新株の発行若しくは自己株式の処分をその時点での行使価額を下回る価額とする場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、本新株予約権の割当日後に、当社が合併又は会社分割を行う場合、その他行使価額を調整することが適切な場合には、当社は必要と認める調整を行うものとする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記（注）3に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（注）2に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約もしくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約又は当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権者が上記（注）3の規定により、本新株予約権の全部又は一部を行使できなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。



## 会社法に基づき発行した新株予約権

当社とクラブツーリズム株式会社との間の株式交換契約に基づき、当該株式交換の効力発生日である平成25年1月1日付で、クラブツーリズム株式会社の新株予約権に代えて交付した新株予約権

(平成24年11月27日臨時株主総会決議 乙種新株予約権)

決議年月日	平成24年11月27日
新株予約権の数(個)	705
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,992,500(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	自平成25年1月1日 至平成29年1月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は、8,500株であります。

2. 新株予約権の行使時の払込金額及び本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、1,095,193円を8,500で除した価格であり、資本組入額はその2分の1の金額とします。ただし、本新株予約権1個の行使により8,500株を発行するため、1円未満の端数は生じません。

3. 本新株予約権の割当てを受けた者(以下「本新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、監査役又は使用人の地位にあること(以下「権利行使資格」という。)を要する。但し、本新株予約権者が、以下の(ア)ないし(ウ)の原因により、権利行使期間到来前に権利行使資格を喪失した場合は、その喪失の日において保有していたクラブツーリズムの第2回新株予約権(以下「クラブツーリズム第2回新株予約権」という。)に対して割り当てられた本新株予約権を行使することができる。なお、その場合の権利行使の期間は、権利行使期間到来後3ヶ月を経過する日までとする。

(ア) 重度の心身の障害による執務不能

(イ) 定年による退職

(ウ) クラブツーリズムの業務命令による当社又は当社の子会社以外の会社への転籍

また、本新株予約権者が、以下の(ア)ないし(ウ)の原因により、権利行使期間到来後に権利行使資格を喪失した場合は、その喪失の日において行使可能であった本新株予約権を行使することができる。なお、その場合の権利行使の期間は、権利行使資格喪失後3ヶ月を経過する日まで(但し、権利行使期間中であることを要する。)とする。

(ア) 重度の心身の障害による執務不能

(イ) 定年による退職

(ウ) 当社の業務命令による当社又は当社の子会社以外の会社への転籍

クラブツーリズム第2回新株予約権を保有する新株予約権者が、権利行使期間到来前に死亡し、かつ当該クラブツーリズム第2回新株予約権に対して本新株予約権が割り当てられた場合、当該新株予約権者の相続人は、権利行使期間到来後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、当該新株予約権者が死亡した日において保有していたクラブツーリズム第2回新株予約権に対して割り当てられた本新株予約権を行使することができる。

また、本新株予約権者が権利行使期間の到来後に死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡後6ヶ月を経過する日までの期間(但し、権利行使期間中であることを要する。)に限り、本新株予約権者が死亡した日において行使可能であった本新株予約権を行使することができる。

本新株予約権者に、当社の定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があったとき、本新株予約権者が本新株予約権を放棄したとき、又は権利行使資格の喪失の前後を問わず、法令に違反する重大な行為があった場合、もしくは対象者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、使用人、囑託、顧問もしくはコンサルタントとなった場合等、本新株予約権の付与の目的に照らして本新株予約権者に本新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社取締役会決議により定める事由が生じたときは、本新株予約権者は、以後本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権者は、一度の手續において、付与された本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。但し、本新株予約権1個の一部につき行使することはできない。

本新株予約権の譲渡、質入、その他一切の処分は認められないものとする。

本新株予約権者は、当社とクラブツーリズムとの間の株式交換に関して、当社の普通株式が上場するいずれの金融商品取引所においても、(ア)実質的存続性審査の結果、当社の実質的存続性が失われていないと判断された場合、又は、(イ)(ア)に該当しない場合であって、所定の猶予期間内に当社が新規上場審査の基準に準じた基準に適合したと判断された場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記注(1)に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、下記に準じて決定する。

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額は、以下に定める新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に、対象株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、当初1,095,193円を8,500で除した価額とする。但し、当社は、下記 の定めに従い、行使価額の調整を行うものとする。

行使価額の調整

平成24年8月10日以降、効力発生日の前日までに、クラブツーリズムが株式の分割若しくは株式の併合を行う場合、又は、本新株予約権の割当日後、当社が株式の分割若しくは株式の併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割} \cdot \text{株式の併合の比率}}$$

また、平成24年8月10日以降、効力発生日の前日までに、クラブツーリズムが新株の発行若しくは自己株式の処分をその時点での行使価額を下回る価額とする場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、又は、本新株予約権の割当日後に、当社が新株の発行若しくは自己株式の処分をその時点での行使価額を下回る価額とする場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、本新株予約権の割当日後に、当社が合併又は会社分割を行う場合、その他行使価額を調整することが適切な場合には、当社は必要と認める調整を行うものとする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記（注）3に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（注）2に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約もしくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約又は当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権者が上記（注）3の規定により、本新株予約権の全部又は一部を行使できなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

（3）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（4）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（5）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年1月1日～ 平成25年3月31日	168,040,014	264,215,135	129	7,708	8,814	12,019

（注）1．平成25年1月1日付で、クラブツーリズム株式会社を完全子会社とする株式交換を行いました。これにより、発行済株式総数は160,551,514株、資本準備金は8,685百万円それぞれ増加しております。

2．平成25年1月1日から3月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数は7,488,500株、資本金は129百万円、資本準備金は129百万円それぞれ増加しております。

（6）【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 103,000	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
	(相互保有株式) 普通株式 3,803,000	-	同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 91,415,000	91,415	同上
単元未満株式	普通株式 854,121	-	同上
発行済株式総数	96,175,121	-	-
総株主の議決権	-	91,415	-

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式3,000株(議決権3個)が含まれております。
2. 「単元未満株式」の欄には当社所有の自己株式334株および株式会社箱根高原ホテル所有の相互保有株式921株が含まれております。

【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) KNT - CTホールディングス株式会社	東京都千代田区 東神田一丁目7番8号	103,000	-	103,000	0.11
(相互保有株式) 株式会社箱根高原ホテル	神奈川県足柄下郡 箱根町元箱根164番地	3,803,000	-	3,803,000	3.96
計	-	3,906,000	-	3,906,000	4.06

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成25年1月1日から平成25年3月31日まで）および第1四半期連結累計期間（平成25年1月1日から平成25年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	24,041	26,329
預け金	4,500	20,580
受取手形及び営業未収金	17,001	19,295
商品	22	28
団体前払金	11,628	12,915
繰延税金資産	595	4,638
その他	9,407	12,856
貸倒引当金	53	55
流動資産合計	67,142	96,587
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1,206	1,259
土地	1,548	1,590
その他(純額)	736	916
有形固定資産合計	3,490	3,766
無形固定資産		
のれん	-	3,447
その他	6,728	6,960
無形固定資産合計	6,728	10,407
投資その他の資産		
投資有価証券	3,070	3,889
繰延税金資産	510	991
その他	7,279	9,065
貸倒引当金	461	475
投資その他の資産合計	10,398	13,470
固定資産合計	20,617	27,645
資産合計	87,760	124,233

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
営業未払金	11,329	11,590
未払金	2,746	5,133
未払法人税等	332	117
預り金	18,400	18,866
未精算旅行券	30,211	33,565
団体前受金	10,280	23,640
賞与引当金	271	1,417
その他	3,589	3,311
流動負債合計	77,162	97,643
固定負債		
退職給付引当金	1,166	3,539
旅行券等引換引当金	1,015	909
その他	2,697	2,764
固定負債合計	4,879	7,213
負債合計	82,041	104,857
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,579	7,708
資本剰余金	4,812	6,871
利益剰余金	7,203	3,164
自己株式	143	0
株主資本合計	5,043	17,744
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	301	535
繰延ヘッジ損益	453	768
為替換算調整勘定	161	251
その他の包括利益累計額合計	593	1,555
少数株主持分	81	75
純資産合計	5,718	19,375
負債純資産合計	87,760	124,233

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)
売上高	62,264	91,949
売上原価	50,528	76,666
売上総利益	11,736	15,283
営業費用	14,180	17,644
営業損失( )	2,444	2,361
営業外収益		
受取利息	33	66
為替差益	105	-
助成金収入	24	18
その他	44	13
営業外収益合計	207	97
営業外費用		
支払利息	61	40
持分法による投資損失	29	8
為替差損	-	317
その他	1	4
営業外費用合計	92	371
経常損失( )	2,329	2,635
特別利益		
受取補償金	10	20
その他	1	5
特別利益合計	11	25
特別損失		
経営統合関連費用	-	113
固定資産除却損	5	20
店舗閉鎖損失	25	0
本社移転費用	19	-
その他	16	0
特別損失合計	66	135
税金等調整前四半期純損失( )	2,383	2,744
法人税、住民税及び事業税	114	91
法人税等調整額	38	726
法人税等合計	152	634
少数株主損益調整前四半期純損失( )	2,536	2,110
少数株主損失( )	8	6
四半期純損失( )	2,527	2,103



【四半期連結包括利益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)
少数株主損益調整前四半期純損失( )	2,536	2,110
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	212	481
繰延ヘッジ損益	417	335
為替換算調整勘定	40	247
持分法適用会社に対する持分相当額	24	59
その他の包括利益合計	613	1,123
四半期包括利益	1,922	986
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,914	980
少数株主に係る四半期包括利益	8	5

【継続企業の前提に関する事項】

当第1四半期連結会計期間（自平成25年1月1日至平成25年3月31日）

該当事項はありません。

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第1四半期連結累計期間  
（自平成25年1月1日  
至平成25年3月31日）

（連結の範囲の重要な変更）

当第1四半期連結会計期間より、株式を100%取得したクラブツーリズム株式会社を連結の範囲に含めております。また、クラブツーリズム株式会社の株式を取得し間接所有割合が100%となったため、株式会社クラブツーリズム・ライフケアサービスおよびクラブツーリズム・マーケティング株式会社を連結の範囲に含めております。

【会計方針の変更等】

（売上高の総額表示）

従来、自社の募集型企画旅行、受注型企画旅行等の旅行商品の販売取引については、売上高から売上原価を控除する方法（純額表示）によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より売上高および売上原価ともに計上する方法（総額表示）に変更しております。

この変更は、平成25年1月1日付で当社が近畿日本鉄道株式会社の子会社になったことに伴い、近畿日本鉄道株式会社の連結上の会計処理の統一のために行うものであり、また、企画旅行等の販売については、瑕疵担保責任などの契約当事者としての側面が強まっていること、当社の取扱高に占める企画旅行等の旅行商品の割合が高まっていることから、総額表示への変更を行うことで経営成績をより明瞭に表示するものであります。

当該会計方針の変更については、遡及修正を行い、前年四半期および前連結会計年度については遡及適用後の四半期連結財務諸表及び連結財務諸表となっております。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前第1四半期連結累計期間の売上高、売上原価はそれぞれ50,528百万円増加しておりますが、営業損失、経常損失および税金等調整前四半期純損失に与える影響はありません。また、前連結会計年度の期首の純資産に反映されるべき累積的影響額はないため、前連結会計年度の利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。

なお、他社の募集型企画旅行、手配旅行等の代理販売取引については、従来どおり、純額表示しております。

（減価償却方法の変更）

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成25年1月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による四半期連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

【会計上の見積りの変更】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結累計期間（自平成25年1月1日至平成25年3月31日）

該当事項はありません。

【追加情報】

（連結納税制度の適用）

第1四半期連結会計期間より、連結納税制度を適用しております。

## 【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

1. 本社移転費用の主な内訳は次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)
廃棄・引越費用	13百万円	-百万円
その他	6百万円	-百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、以下の通りであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)
減価償却費	668百万円	719百万円
のれんの償却額	47百万円	181百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成24年1月1日至平成24年3月31日)

配当に関する事項

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成25年1月1日至平成25年3月31日)

株主資本の著しい変動

当社は、平成25年1月1日を効力発生日として当社を株式交換親会社とし、クラブツーリズム株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施したことおよび新株予約権の行使により、資本剰余金が2,059百万円、利益剰余金が12,471百万円それぞれ増加し、自己株式が143百万円減少いたしました

(セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成24年1月1日至平成24年3月31日)

「当第1四半期連結累計期間 2. 報告セグメントの変更等に関する事項」に記載の通りです。

当第1四半期連結累計期間(自平成25年1月1日至平成25年3月31日)

## 1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	個人旅行 事業 (百万円)	団体旅行 事業 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	調整額 (百万円)	四半期連結 財務諸表 計上額 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	56,955	17,508	17,486	91,949	-	91,949
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	12	596	2,227	2,837	2,837	-
計	56,968	18,104	19,714	94,786	2,837	91,949
セグメント損失( )	1,384	785	48	2,218	142	2,361

(注) 1. 「その他」の区分は、海外航空券卸販売、北海道・東北・中国四国・九州地区の各種旅行商品の販売、海外におけるサービスの提供と各種旅行商品の販売、人材派遣業、物品販売業、損害保険業および旅行関連サービス業を含んでおります。

2. セグメント損失( )の調整額 142百万円には、セグメント間取引消去77百万円、のれん償却額 181百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 38百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない持株会社運営に係る費用であります。

3. セグメント損失( )は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

## 2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当第1四半期連結会計期間より、純粹持株会社体制への移行に伴い、報告セグメントを従来の「旅行業」単一セグメントから、「個人旅行事業」、「団体旅行事業」、「その他」の3区分に変更しております。

なお、変更後の区分方法により作成した前第1四半期連結累計期間のセグメント情報については、売上高、売上原価と販売費および一般管理費の金額を遡って正確に抽出することが実務上困難なため、開示を行っておりません。

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

当第1四半期連結累計期間に、クラブツーリズム株式会社との経営統合により、のれんが発生しておりますが、報告セグメントには帰属させておりません。なお、当該事象による当第1四半期連結累計期間におけるのれんの償却額は181百万円、当第1四半期連結会計期間末におけるのれんの未償却残高は3,447百万円であります。

## (企業結合等関係)

当社は、平成24年8月10日開催の取締役会において、平成25年1月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、クラブツーリズム株式会社(以下、「クラブツーリズム」といいます。)を株式交換完全子会社とする株式交換(以下、「本株式交換」といいます。)により、両社の経営統合を行うことを決議し、同日付で両社の間で株式交換契約を締結いたしました。

また、同日開催の取締役会において、新たに子会社を設立し、平成25年1月1日を効力発生日として、当社および新設する子会社を当事者とする会社分割(吸収分割)(以下、「本吸収分割」といいます。本株式交換とあわせて「本経営統合」といいます。)により、持株会社体制に移行することも決議し、平成24年9月3日に当社が100%出資するKNT団体株式会社(以下、「KNT団体」といいます。)およびKNT個人株式会社(以下、「KNT個人」といいます。)を設立し、同日付で当社とKNT団体およびKNT個人との間でそれぞれ吸収分割契約を締結いたしました。

平成24年11月27日開催の臨時株主総会において本株式交換が承認され、平成25年1月1日付で持株会社体制に移行いたしました。

## 1. 本経営統合の目的

本経営統合は、当社が持つブランド、強力な営業力と販売ノウハウ、ネットワークなどの強みと、クラブツーリズムが持つ会員組織化によるマーケティング力や優れた商品企画力、無店舗販売によるローコスト経営などの強みを最大限活用することで生まれるシナジー効果により、全国各地の地域観光振興事業やビジット・ジャパン事業などの新たなビジネスチャンスを実に獲得し、他社グループにはない旅行事業のビジネスモデルを構築していくことを目的としたものであります。

## 2. 本経営統合の方法

持株会社体制への移行は、当社を株式交換完全親会社とし、クラブツーリズムを株式交換完全子会社とする株式交換により、クラブツーリズムの全ての発行済普通株式を当社が取得すること、ならびに、会社分割（吸収分割）により当社の団体旅行事業および個人旅行事業に関する権利義務を平成24年9月3日に設立した新会社に承継させることにより行いました。

## 3. 本株式交換の概要

### (1) 取得企業及び被取得企業の名称

取得企業：クラブツーリズム株式会社

被取得企業：KNT - CTホールディングス株式会社

本株式交換は当社を株式交換完全親会社、クラブツーリズムを完全交換子会社とするものであります。当社が近畿日本鉄道株式会社の子会社となることから、「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、クラブツーリズムを取得企業とし、当社を被取得企業とする「逆取得」となりパーチェス法が適用されることとなります。

### (2) 本株式交換の方式

当社を株式交換完全親会社とし、クラブツーリズムを株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。

### (3) 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社	クラブツーリズム
本株式交換に係る割当ての内容	1	8,500
本株式交換により発行する新株式数	普通株式：160,551,514株 (近畿日本ツーリストは、その保有する自己株式98,486株を株式交換による株式の割当てに充当致しました。)	

#### (注1) 本株式交換に係る株式の割当比率

クラブツーリズムの普通株式1株に対して、当社の普通株式8,500株を割当て交付いたしました。

#### (注2) 当社が本株式交換により交付する株式数

当社は、定款変更で授權株式数を増加させることを条件に、本株式交換により、普通株式160,650,000株を割当て交付いたしますが、その保有する自己株式98,486株を本株式交換による株式の割当てに充当いたしました。

#### (注3) 単元未満株式の取扱い

単元（1,000株）未満の当社株式の割当てを受ける株主の皆様につきましては、かかる割り当てられた株式を東京証券取引所、大阪証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、当社に対し、会社法第192条第1項の規定に基づき、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

### (4) 会計処理の概要

本株式交換は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）における「逆取得」に該当し、完全子会社を取得企業とするパーチェス法を適用いたしました。

### (5) 被取得企業の取得原価およびその内訳

取得の対価 10,696百万円

取得に直接要した支出額 135百万円

取得原価 10,832百万円

「逆取得」に該当するため、連結財務諸表上はクラブツーリズムが当社議決権を100%取得する会計処理となりません。また、クラブツーリズムは非公開企業であり、当社が公開企業であることから、当社株式の市場価格に基づいての取得の対価を算定しております。

## (6) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん 3,628百万円

発生原因 企業結合時の時価純資産が取得原価を下回ったため

償却方法及び償却期間 5年にわたる均等償却

## (7) 株式交換完全子会社の新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

クラブツーリズムが発行している次の新株予約権については、各新株予約権の内容および株式交換比率を踏まえ、当社が本株式交換によりクラブツーリズムの全ての発行済普通株式を取得する時点の直前時における、クラブツーリズムの新株予約権原簿に記載または記録されている各新株予約権者に対し、その保有する各新株予約権に代わり、当社の新株予約権を交付いたしました。

・ 第1回新株予約権（平成16年12月16日発行）

・ 第2回新株予約権（平成19年1月30日発行）

なお、クラブツーリズムは新株予約権付社債を発行しておりません。

## (8) 株式交換の効力発生日

平成25年1月1日

## 4. 本吸収分割の概要

## (1) 分割する事業の内容

当社の団体旅行事業および個人旅行事業

## (2) 分割する事業の平成24年12月期における経営成績

(単位：百万円)

	団体旅行事業	個人旅行事業	合計
営業収益	20,704	21,533	42,237

## (3) 分割する資産、負債の項目および金額（平成24年12月31日現在）

(単位：百万円)

	団体旅行事業	個人旅行事業	合計
流動資産	18,803	13,647	32,451
固定資産	11,261	603	11,865
資産合計	30,065	14,251	44,316
流動負債	28,983	11,926	40,910
固定負債	608	2,324	2,933
負債合計	29,592	14,251	43,843

## (4) 本吸収分割の方式

当社を分割会社とし、KNT団体およびKNT個人に団体旅行事業および個人旅行事業をそれぞれ承継させる吸収分割を行いました。

なお、平成25年1月1日付で、KNT団体は近畿日本ツーリスト株式会社に、KNT個人は近畿日本ツーリスト個人旅行株式会社にそれぞれ商号変更いたしました。

## (5) 本吸収分割に係る割当ての内容

本吸収分割は、完全親子会社間において行われるため、本吸収分割に際して、株式の割当てその他の対価の交付は行いません。

## (6) 会計処理の概要

本吸収分割は、完全親子会社間の取引であるため、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）における「共通支配下の取引」として会計処理いたしました。なお、本会計処理においてのれん（または負のれん発生益）は発生いたしておりません。

## (7) 吸収分割の効力発生日

平成25年1月1日

## 5. 結合後企業の名称

本経営統合の効力が生ずることを条件として、当社は、その商号を「KNT - CTホールディングス株式会社」に変更いたしました。なお、クラブツーリズムの商号は変更いたしません。

## (1株当たり情報)

## 1株当たり四半期純損失金額

前第1四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)
1株当たり四半期純損失 26.65円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。	1株当たり四半期純損失 8.08円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため記載していません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)
四半期純損失金額( )(百万円)	2,527	2,103
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失金額( )(百万円)	2,527	2,103
普通株式の期中平均株式数(株)	94,828,672	260,276,346

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

**第二部【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。



## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年5月13日

KNT - CTホールディングス株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野 純司 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松本 浩 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	桑本 義孝 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているKNT - CTホールディングス株式会社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年1月1日から平成25年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年1月1日から平成25年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、KNT - CTホールディングス株式会社及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 強調事項

会計方針の変更等に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間より、自社の募集型企画旅行、受注型企画旅行等の旅行商品の販売取引について、売上高から売上原価を控除する方法（純額表示）から売上高及び売上原価ともに計上する方法（総額表示）に変更した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。